

群馬県教育委員会教育長 あて

令和7年 7月 〇日

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

(注) この申請書において、「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税」は、単に「非課税」と便宜上略して表記します。

(注) 7月2日以降の家計急変申請及び秋入学者の申請においては、「7月1日現在」を「基準日現在」と読み替えます。

提出する日を記

確認して□にチェック(レ点)(必須)

次の5点を確認のうえ、□にレ印を付けてください。

- ☒ 私は基準日現在、群馬県内に住所を有しています。また、この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、群馬県教育委員会の求めに従い、その全額を即時返還します。
- ☒ 私は当該高校生について、群馬県以外の都道府県に高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の申請は行っていません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- ☒ この申請書及び添付書類の内容について、群馬県教育委員会又は校長が関係機関に対し、照会を行うことに異存ありません。

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金の受給を申請します。

※各学年ごとに毎年度申請が必要です。複数の高校生等を扶養している場合、同じ学校であっても一人ずつ申請が必要です。

※太枠内の各欄に必要事項を記入し、該当する□にレを付けてください。

申請者(保護者等)

ふりがな	ぐんま いちろう	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 群馬県 〇〇市△町××-×
氏 名	群馬 一郎	メールアドレス	gun-ichiro@ncloud.com
TEL	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇	高校生等との関係	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他()

【1】対象となる高校生等について

該当するいずれかの□にチェック(レ点)(必須)

ふりがな	ぐんま たろう	生年月日	平成 20 年 6 月 10 日 (7月1日現在の年齢 17 歳)
氏 名	群馬 太郎		
学校の名称等	☐ 国立 ☐ 県立 ☒ 市立 ☐ 組合立 〇〇市立 [高等 教育] 学校 普通 科 (学年 2 年)		
学校の種類・課程	☐ 高等学校(全日制) ☐ 高等学校(定時制) ☐ 高等学校(通信制) ☒ 中等教育学校(後期課程) ☐ 高等専門学校(1~3学年)		
学校の所在地	※群馬県外の学校の場合記入 群馬県内の学校の場合は、ここに学校の住所を記入する必要はありません。		
在学期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 現在 令和 年 月 日 ↑ 全員記入 ↑ 基準日後に転学又は退学した場合に記入		
原級留置の有無	☒ 無 ☐ 有		
転学の有無	☒ 無 ☐ 有 (【有】の場合、下表を記入してください。)		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	課程	在学期間
☐ 国公立	学校	☐ 全	日
☐ 私立		☐ 通	日
☐ 国公立	学校	☐ 全	日
☐ 私立		☐ 通	日
			在学中に給付金を受給した回数
			なし 1回 2回 3回 4回 不明

【2】生活保護法に基づく生業扶助受給の有無等について

該当するいずれかの□にチェック(レ点)(必須)

本年7月1日現在、私の世帯は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を	☐ 受給しています。 ☒ 受給していないこと、また私が主として、生徒本人を扶養していることを誓約します。	左の事実が確認できる証明書(世帯全員の記載があり、本年7月1日現在の受給が確認できるもの。)を提出します。 ※記入はこれで終了です。(裏面は記入不要)
		※裏面の記入に進んでください。

振込先の通帳等の写

銀行の通帳写しを提出する場合

ゆうちょ銀行の通帳写しを提出する場合

・通帳がない場合、コピー、オンラインで提出可能。 カッシュカードの写しを提出する場合 Sony Bank WALLET カッシュカードの裏面に氏名の記載がない場合は表面も提出。	銀行の通帳写しを提出する場合 160 0000000 0000000 株式会社 群馬銀行 支店 藤岡支店	ゆうちょ銀行の通帳写しを提出する場合 ゆうちょ銀行の場合は、必ず上の氏名欄と下の振込の受取口座の両方を、口座番号が載っているところをコピーして提出。
---	---	---

 ※県記入審査欄 ☐ 32,300円(生業扶助) ☐ 143,700円(全定) ☐ 50,500円(国) ◇前倒し済み額 円
☐ 家計急変(143,700円 50,500円 月割(円)) ☐ 対象外

【3】保護者等について、該当する□にレ印を付けてください。

(1-1) 次の者の課税証明書等を提出します。(家計急変は収入(所得)状況も確認できるもの。)

①	☒ 親権者(両親)2名分	※生徒が未成年(18歳未満であり、親権者(両親)が2人存在する場合) ※控除対象配偶者に該当し、就学支援金申請時に提出を省略した場合も提出が必要です。
	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)	
②	☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合	
	☐ 親権者が存在しない	該当するいずれかの□にチェック(レ点)(必須) ※控除対象配偶者に該当し、就学支援金申請時に親権者1名分の課税証明書等を省略した場合でも、奨学のための給付金においては2名分の証明書が必ず必要です。 ※親権者が海外赴任や在留許可が認められないなどの理由により、日本国内で課税されておらず、住民税の課税状況に関する証明書が提出できない場合は、給付金の対象外です。
	☐ 具体的な理由	
③	☐ 未成年後見人(親権者が存在しない場合)	※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等) 2名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐ 主たる生計維持者(※) 1名分	※生徒の生計をその収入により維持している者。
⑥	☐ 生徒本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

(1-2) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名(保護者等A)	生徒との続柄	氏名(保護者等B)	生徒との続柄
群馬 一郎	父	群馬 花子	母

(1-3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	課税証明書等の確認対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

以下は、令和7年度課税(令和6年分)では給付金の対象外だが、家計急変により非課税相当になる人が記入

<家計急変により非課税に相当する場合> 以下について記入してください。

※次の2点を確認のうえ、□にレ印を付けてください。

☒	通常の申請では前年収入(所得)(当該年度課税)状況の判定では「非課税世帯」と認定されないことから、本給付金の給付額に反映されないものの、災害・失職等の家計急変により保護者等の収入(所得)が激減し、「非課税世帯に相当する」低所得世帯になったので、その旨を申立て、家計状況の確認のため以下を記入の上、給付を申請します。
☒	群馬県教育委員会の求めに従い、本年度内の最新の家計状況の把握に協力するとともに、申請後、収入(所得)見込額が増加することが見込まれるとき(就職した等)、速やかに申し出ます。

(2-1) 家計急変事由、収入(所得)見込みを次のとおり申し立てます。

上記(1-2)の「保護者等A」	上記(1-2)の「保護者等B」
・家計急変事由発生日: 令和 7 年 3 月 31 日	・家計急変事由発生日: 令和 7 年 3 月 31 日
・事由: 解雇のため	・事由: 夫の失職
※災害等起因しない離職(定年退職等)は、家計急変の事由となりません。	※災害等起因しない離職(定年退職等)は、家計急変の事由となりません。
・事由発生日から向こう12ヶ月間の収入(所得)見込額	・事由発生日から向こう12ヶ月間の収入(所得)見込額
0 円	600,000 円

※事由の記入例: 失職・離職・退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、傷病・長期療養、離婚・死別、災害

※家計急変の状況、給与等支払(見込)証明書の内容等について、群馬県教育委員会又は学校から雇用者等へ直接問い合わせる場合があります。

(2-2) 次の書類を提出します。

①	☒ 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類	※失職・離職・退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、傷病・長期療養、離婚・死別、災害等を証明できるもの。 (例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出、休業損害証明書、診断書・入院診療計画書、戸籍謄本・抄本、罹災・被災証明書 等
②	☒ 保護者等全員の家計急変後の収入(所得)見込を証明する書類	※事由発生日から向こう12ヶ月間の収入(所得)見込を証明するもの (例) 会社作成の給与振替簿 ○失業した父は収入見込額が0円なので、③申立書を提出する。 ○母は失業したわけではなく、変わらず勤めているので、②収入見込を証明する書類を提出する。
③	☒ 申立書	※失職、離職等

留意事項

- イ 過去に国公立私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給資格はありません。不正に受給した場合は、法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)に基づき、刑罰が科される場合があります。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、主として在学している学校に申請してください。

※学校受付印

群馬県教育委員会教育長 へ

年 月 日

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

(注) この申請書において、「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税」は、単に「非課税」と便宜上略して表記します。
(注) 7月2日以降の家計急変申請及び秋入学者の申請においては、「7月1日現在」を「基準日現在」と読み替えます。

次の5点を確認のうえ、□にレ印を付けてください。

- ☐ 私は基準日現在、群馬県内に住所を有しています。また、この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、群馬県教育委員会の求めに従い、その全額を即時返還します。
☐ 私は当該高校生について、群馬県以外の都道府県に高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の申請は行っていません。
☐ この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
☐ この申請書及び添付書類の内容について、群馬県教育委員会又は校長が関係機関に対し、照会を行うことに異存ありません。

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金の受給を申請します。

※各学年ごとに毎年度申請が必要です。複数の高校生等を扶養している場合、同じ学校であっても一人ずつ申請が必要です。

※太枠内の各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレを付けてください。

申請者(保護者等)

ふりがな	住所	〒
氏名	群馬県	
TEL	メールアドレス	
※日中連絡が取れる電話番号	高校生等との関係	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他()

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	生年月日	平成 年 月 日	
氏名	(7月1日現在の年齢 歳)		
在学する学校	学校の名称等	☐ 国立 ☐ 県立 ☐ 市立 ☐ 組合立 ☐ 高等・教育・学校 科 (学年 年)	
	学校の種類・課程	☐ 高等学校(全日制) ☐ 高等学校(定時制) ☐ 高等学校(通信制) ☐ 中等教育学校(後期課程) ☐ 高等専門学校(1～3学年)	
	学校の所在地	※群馬県外の学校の場合記入	
	在学期間	令和 年 月 日 ~ 現在 令和 年 月 日 ↑全員記入 ↑基準日後に転学又は退学した場合に記入	
過去の高等学校等における在学期間	原級留置の有無	☐ 無 ☐ 有	
	転学の有無	☐ 無 ☐ 有 (【有】の場合、下表を記入してください。)	
	学校名	課程	
	在学期間	在学中に給付金を受給した回数	
☐ 国公立	☐ 全日制 ☐ 定時制	年 月 日	なし 1回 2回 3回 4回 不明
☐ 私立	☐ 通信制 ☐ その他	年 月 日	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
☐ 国公立	☐ 全日制 ☐ 定時制	年 月 日	なし 1回 2回 3回 4回 不明
☐ 私立	☐ 通信制 ☐ その他	年 月 日	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【2】生活保護法に基づく生業扶助受給の有無等について

本年7月1日現在、私の世帯は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を	☐ 受給しています。	左の事実が確認できる証明書(世帯全員の記載があり、本年7月1日現在の受給が確認できるもの。)を提出します。 ※記入はこれで終了です。(裏面は記入不要)
	☐ 受給していないこと、また私が主として、生徒本人を扶養していることを誓約します。	※裏面の記入に進んでください。

振込先の通帳等の写し貼付

- ・通帳がない場合はキャッシュカードのコピー、オンラインバンキングの画面コピーも可。
- ・通帳は表紙の裏ページ見開き部分(口座名義カナ及び口座番号が表示されているページ)をコピーして提出。
- ・クレジットカードを兼ねるキャッシュカードの場合、裏面のセキュリティコード(3桁)は隠して提出。

※県記入審査欄 ☐ 32,300円(生業扶助) ☐ 143,700円(全定) ☐ 50,500円(国) ◇前倒し済み額 円
☐ 家計急変(143,700円 ☐ 50,500円 ☐ 月割(円)) ☐ 対象外

【3】保護者等について、該当する□にレ印を付けてください。

(1-1) 次の者の課税証明書等を提出します。(家計急変は収入(所得)状況も確認できるもの。)

①	☐ 親権者(両親)2名分	※生徒が未成年(18歳未満であり、親権者(両親)が2人存在する場合) ※控除対象配偶者に該当し、就学支援金申請時に提出を省略した場合も提出が必要です。
親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)		
②	☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合	
	☐ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等	具体的な理由 ※海外赴任等で群馬県内に住所を有しておらず、非課税世帯であることが確認できない場合は、給付の対象となりません。
③	☐ 未成年後見人()名分	
	☐ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)	※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等) 2名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐ 主たる生計維持者(※) 1名分	※生徒の生計をその収入により維持している者。
⑥	☐ 生徒本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

(1-2) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏 名(保護者等A)	生徒との続柄	氏 名(保護者等B)	生徒との続柄

(1-3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	課税証明書等の確認対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

<家計急変により非課税に相当する場合> 以下について記入してください。

※次の2点を確認のうえ、□にレ印を付けてください。

☐	通常の申請では前年収入(所得)(当該年度課税)状況の判定では「非課税世帯」と認定されないことから、本給付金の給付額に反映されないものの、災害・失職等の家計急変により保護者等の収入(所得)が激減し、「非課税世帯に相当する」低所得世帯になったので、その旨を申立て、家計状況の確認のため以下を記入の上、給付を申請します。
☐	群馬県教育委員会の求めに従い、本年度内の最新の家計状況の把握に協力するとともに、申請後、収入(所得)見込額が増加することが見込まれるとき(就職した等)、速やかに申し出ます。

(2-1) 家計急変事由、収入(所得)見込みを次のとおり申し立てます。

上記(1-2)の「保護者等A」	上記(1-2)の「保護者等B」
・家計急変事由発生日: 令和 年 月 日 ・事由: ※災害等に起因しない離職(定年退職等)は、家計急変の事由となりません。 ・事由発生日から向こう12ヶ月間の収入(所得)見込額 円	・家計急変事由発生日: 令和 年 月 日 ・事由: ※災害等に起因しない離職(定年退職等)は、家計急変の事由となりません。 ・事由発生日から向こう12ヶ月間の収入(所得)見込額 円

※事由の記入例: 失職・離職・退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、傷病・長期療養、離婚・死別、災害

※家計急変の状況、給与等支払(見込)証明書の内容等について、群馬県教育委員会又は学校から雇用者等へ直接問い合わせる場合があります。

(2-2) 次の書類を提出します。

①	☐ 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類	※失職・離職・退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、傷病・長期療養、離婚・死別、災害等を証明できるもの。 (例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、休業損害証明書、診断書・入院診療計画書、戸籍謄本・抄本、罹災・被災証明書等
②	☐ 保護者等全員の家計急変後の収入(所得)見込を証明する書類	※事由発生日から向こう12ヶ月間の収入(所得)見込を証明するもの。 (例) 会社作成の給与等支払(見込)証明書(会社による証明が不可能の場合、直近の給与明細3か月以上可)、税理士又は公認会計士作成の証明書類、売上高等営業状況を示す帳簿
③	☐ 申立書	※失職、離職等により収入(所得)がない場合、申立書の提出が必要。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給資格はありません。不正に受給した場合は、法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)に基づき、刑罰が科される場合があります。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、主として在学している学校に申請してください。

※学校受付印

様式第4号の2（第9条関係）

〔給付金の受取りを認定者以外の者（校長を除く。）に委任する場合〕

年 月 日

（あて先）

群馬県教育委員会教育長あて

委任状

〒

住 所 _____

委任者
（申請者）

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

学校名 _____

学年・組・出席番号 _____

年

組

番

生徒氏名 _____

私が給付を受ける奨学のための給付金の受領に関する権限を
下記の者に委任します。

振込口座は、申請書添付の預貯金口座通帳写し等のとおり指
定します。

〒

住 所 _____

受任者

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____ 同居・別居の別 _____ 同居・別居

電話番号 _____

※続柄は、対象者となる高校生等を
基準にしてください。

オンライン申請できない場合の提出書類

※用紙のサイズは、全てA4としてください！

区 分	提出書類
全世帯共通	① 受給申請書(様式第1号) ② 振込希望口座の通帳のコピー (通帳がない場合はキャッシュカードのコピー、オンラインバンキングの画面コピーも可) ※通帳は表紙の裏ページ見開き部分(口座名義(カタカナ)及び口座番号が表示されているページ) ※クレジットカードを兼ねるキャッシュカードの場合、裏面のセキュリティコード(3桁)は隠して提出してください。 ③ 委任状 ※例外的に、学校徴収金の未納があり、学校口座へ振込をする場合(様式第4号の1)や、申請者本人以外の生徒等別名義の口座へ振込を希望する場合(様式第4号の2)に提出が必要です。
ア) 生活保護(生業扶助)受給	④ 生活保護受給証明書 ※福祉事務所作成。令和7年7月1日現在の<u>生業扶助(高等学校等就学費)の受給状況</u>が確認できるもの。
イ) 非課税 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯)	⑤ 保護者等全員分の住民税所得割を証明する次のいずれかの書類 a. 令和7年度特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー (注:勤務先以外からの収入がある場合は不可) b. 令和7年度納税通知書のコピー c. 令和7年度所得・課税(非課税)証明書(注意:所得証明書ではありません) ※1 ウ「家計急変により非課税に相当する場合」の申請においては、c. を提出してください。 ※2 いずれも所得控除等の内訳が記載されているものとしてください(住民税が非課税ではない方は、c. については、コンビニ発行の証明書では記載されていない可能性があり、窓口で取り直しになる可能性がありますのでご注意ください。) ※3 世帯に保護者等以外に収入がある方がいても、その方の収入は考慮しません。 ※4 海外赴任等で群馬県内に住所を有しておらず、非課税世帯であることが確認できない場合は、給付の対象となりません。 ※5 基準日現在、休学している者は給付の対象となりません。 ※6 履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者で、履修する単位の登録を行っていない者は給付の対象となりません。 ⑥ 在学証明書(コピー可) 生徒の在籍が群馬県外の学校の場合、生徒本人の在学証明書が必要です。 (生徒証や学生証のコピーは不可ですので、必ず学校に発行を依頼してください。)
ウ) 家計急変により非課税に相当	⑤ 保護者等全員分の住民税所得割を証明する次のいずれかの書類 イ) に同じ ⑥ 在学証明書(コピー可) イ) に同じ。 ⑦ 家計急変の発生事由や時期を確認できる書類(急変が生じた保護者等一方の分) 失業、廃業、経営悪化、転職、就業条件の変化、傷病・長期療養、離婚・死亡、災害などを証明できるもの。 (例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、休業損害証明書、診断書、入院診療計画書、戸籍謄本・抄本、罹災・被災証明書 等 ⑧ 家計急変後の収入(所得)見込に関する書類(保護者等全員分) 急変事由発生月から向こう12ヶ月間の収入(所得)見込を証明するもの。 (例) 会社作成の給与等支払(見込)証明書(会社による証明が不可能の場合、家計急変後の給与明細3か月分以上も可)、税理士又は公認会計士作成の証明書類、売上高等営業状況を示す帳簿 ※急変に該当するか判断する収入(所得)の見込額は保護者等それぞれで判定するため、直接急変事由が発生していない保護者等の収入(所得)見込書類も提出が必要です。 ※失業、離職等により収入がない場合、申立書の提出が必要です。 ※会社による収入見込証明書でない場合は、県から直接、雇用主に対して事実確認の問合せを行うことがあります。原則、お務め先に「収入見込証明書」を提出してもらってください。 ※自営業の方で、毎月の帳簿を整理しておらず、確定申告の時期にならないと収入・支出の見込みがわからない方は、申請されても審査ができませんので、申請を不受理とさせていただきます可能性があります。

提出先

在籍する学校

提出期限

在籍校の指定日 [12月1日(朝)延長]

※7月2日以降に家計が急変した場合の申請最終受付期限:今年度1月16日(金)
(家計急変の場合は、急変事由発生からできるだけ1ヶ月以内を目安に提出してください。)

- 御不明な点は、(教)管理課又は在籍する高校の事務室にお問い合わせください。
- 審査が完了次第、在籍する高校を通して給付(不給付)決定通知書を送付します。
- 給付決定となった方には、申請時に指定された預金口座へ給付金を振り込みます。
(振込予定日は、給付決定通知書にてお知らせします。)

令和7(2025)年6月
群馬県教育委員会 (事務局管理課)
電話:027-226-4543